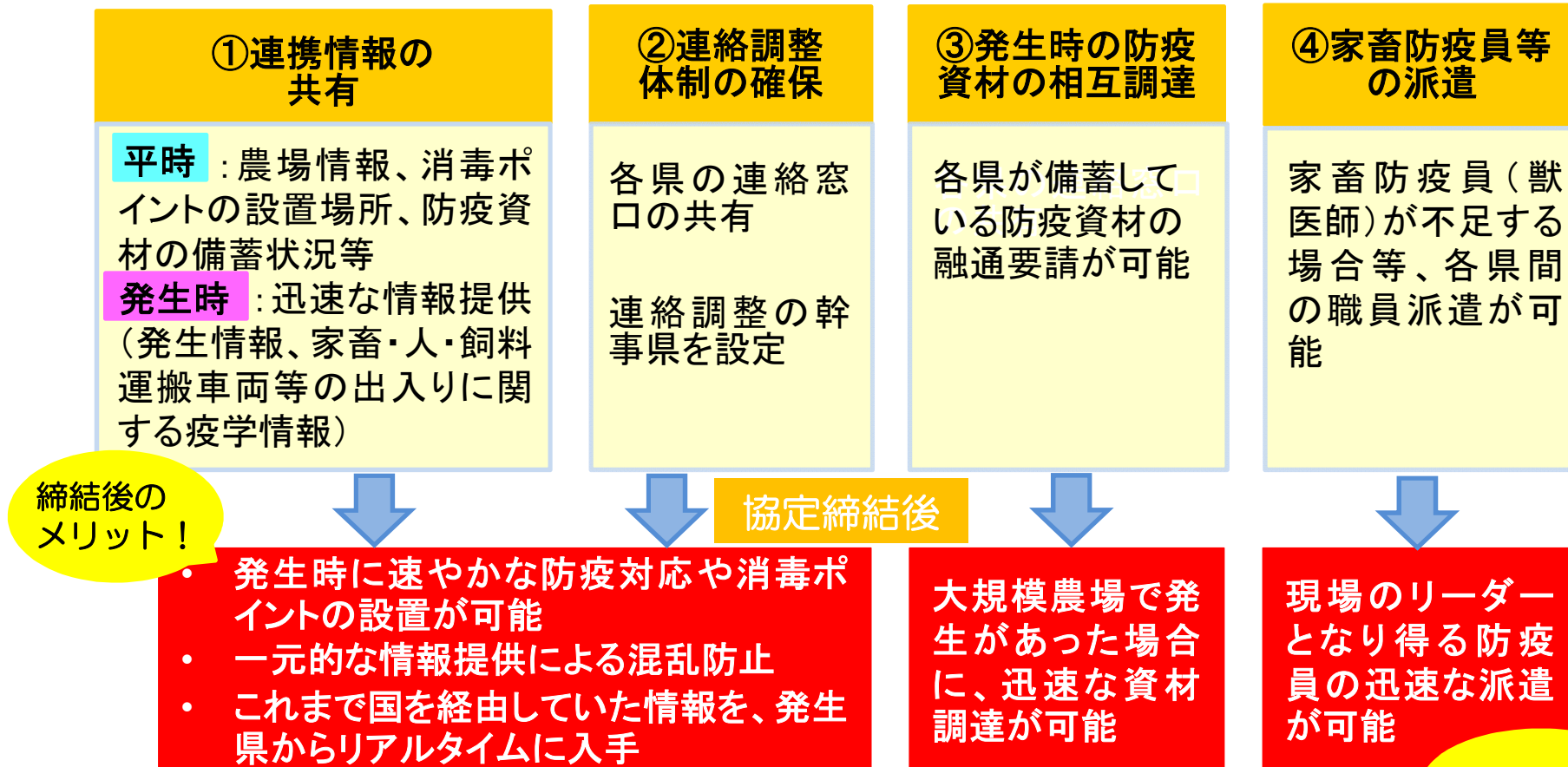


中国地方5県における家畜防疫対策の広域連携に関する協定について

協定の主旨

人や物の行き来が多い中国地方では、密接な連携のための体制整備が必要

協定による連携の主要4項目



家畜防疫に関する連携協定を知事名で締結するのは中国地方が初めて

【参考】・九州・沖縄・山口9県では畜産主務課長による申合せ

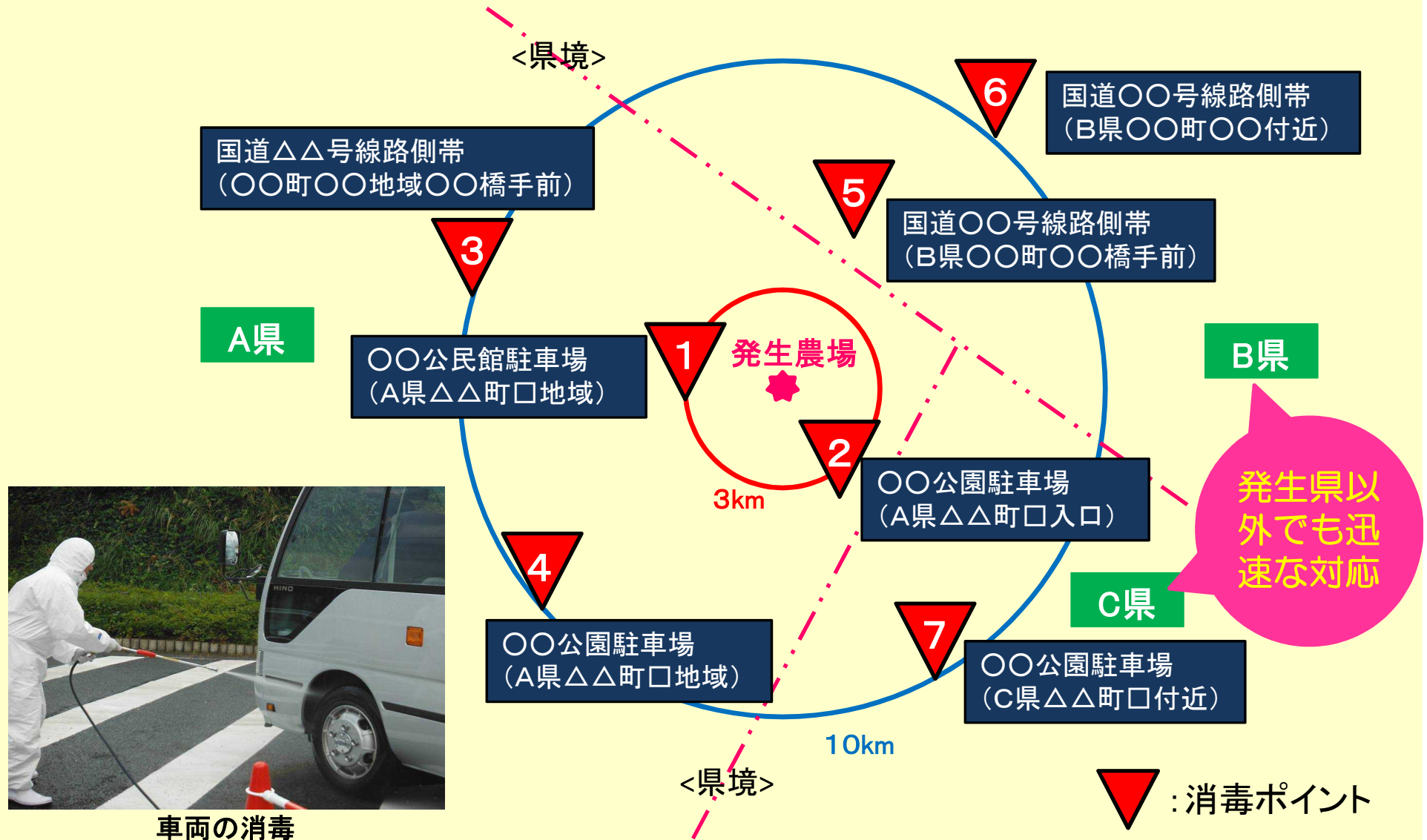
・関西広域連合では近畿農政局主導による情報共有、家畜防疫員派遣・防疫資材調達の連携

・その他の地区では広域的な取組なし（北海道・東北地方、関東甲信地方、北陸地方、東海地方、四国地方）

Point !

連携情報の共有

- 県境付近の家きん農場120戸の場所を共有し、消毒ポイント候補地を選定
- 制限区域が複数県に及んだ場合でも、連携して迅速に消毒ポイント設置等の防疫対応が可能
- 関係する県が設置する全ての消毒ポイントを中国地方5県共通の地図を用いて公表



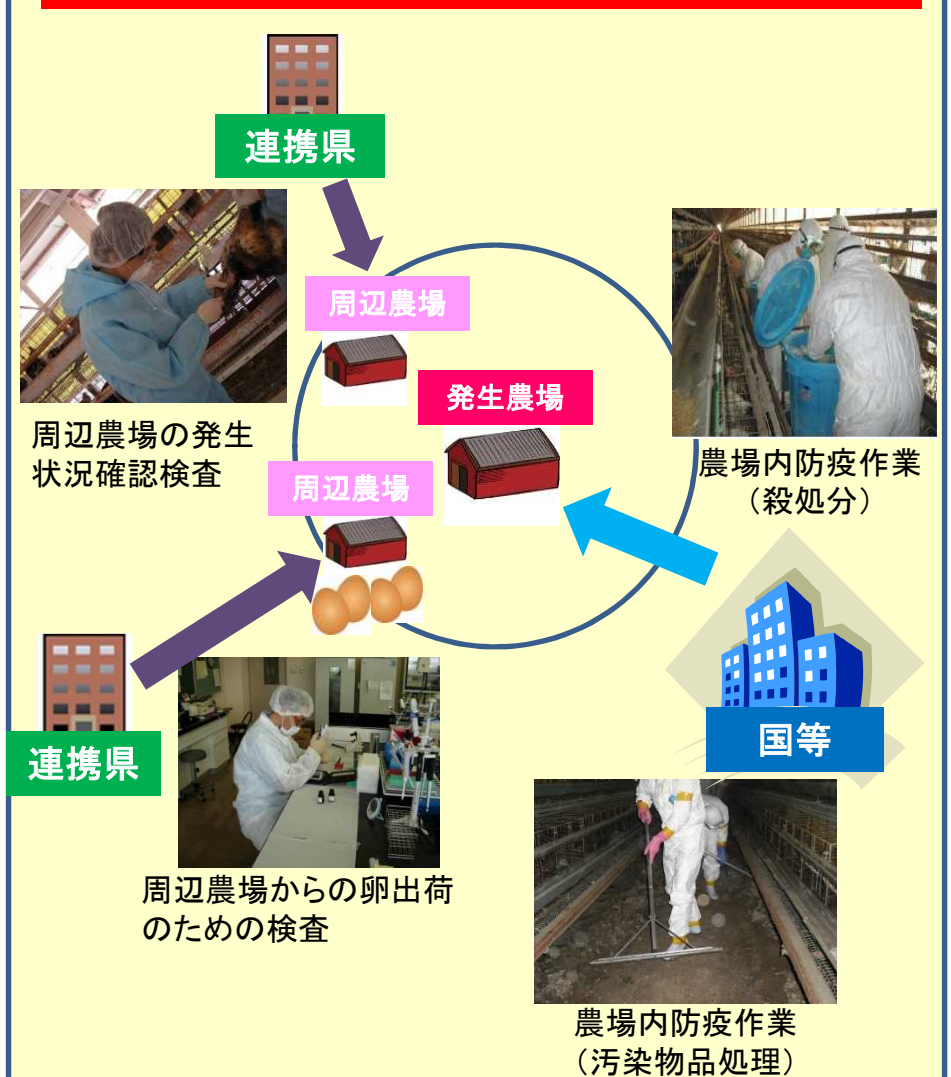
発生時の防疫資材の相互調達

備蓄資材が不足する場合、各県が備蓄している防疫資材の融通を要請することが可能。



家畜防疫員等の派遣

人員が不足する場合、国機関や他県へ家畜防疫員の派遣を要請。迅速な対応が必要な業務への支援を要請。



家畜防疫員とは: 家畜防疫業務に従事するため、家畜伝染病予防法に基づき、知事が獣医師職員等である者の中から任命する。